


先行審査プラントの記載との比較表（V-3-別添5 非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書）

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較				
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、V-1-9-1-1「非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」にて、「発電用火力設備の技術基準を定める省令」を引用している「可搬形発電設備技術基準（NEGA C 331：2005）」（以下「可搬形発電設備技術基準」という。）の準用を確認した可搬型の非常用発電装置の内燃機関が、十分な強度を有することを確認するための強度評価方針、強度評価方法について説明するものである。</p>	表現上の差異 (記載の適正化。)				
	<p>2. 強度評価の基本方針</p> <p>非常用発電装置（可搬型）の内燃機関の強度評価は、常設の非常用電源装置の内燃機関と同様に耐圧部の強度評価を行う。ただし、可搬型発電設備技術基準には耐圧部の強度に関連する事項がないため、完成品として一般産業品の規格及び基準により、耐圧部が要求される強度を有していることを確認する。</p>	差異なし				
	<p>2.1 評価対象設備</p> <p>強度評価を行う非常用発電装置（可搬型）の内燃機関を表1に示す。</p>	差異なし				
	<p style="text-align: center;">表1 強度評価の対象設備</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設 分類</th> <th style="text-align: center;">強度評価の対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車用内燃機関 ・ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関 ・ 可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備用内燃機関 </td> </tr> </tbody> </table>	施設 分類	強度評価の対象設備	その他発電用原子炉の附属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車用内燃機関 ・ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関 ・ 可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備用内燃機関 	設備構成の差異
施設 分類	強度評価の対象設備					
その他発電用原子炉の附属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源車用内燃機関 ・ 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用内燃機関 ・ 可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備用内燃機関 					
	<p>2.2 評価方法の選定</p> <p>強度評価については、内燃機関等を含めた一体構造品の完成品として製作されている非常</p>					

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	東海第二発電所との比較
	<p>用発電装置（可搬型）が重大事故等時に給電で要求される強度を有することを確認するため、「日本電機工業会規格 JEM-1354」（以下「JEM-1354」という。）又はJEM-1398に規定される温度試験により、非常用発電装置（可搬型）が内燃機関等を含めた一体構造品として、定格負荷状態において安定した運転が維持されることの確認による評価を実施する。</p>	<p>設備構成の差異 （柏崎刈羽は、JEM-1354又はJEM-1398で規定される温度試験による強度評価を実施している可搬型の非常用発電装置を使用している。（※1））</p>
	<p>3. 強度評価方法 非常用発電装置（可搬型）は、JEM-1354 又は JEM-1398に規定される温度試験により、強度の要求を満たしていることを以下のとおり確認する。 また、温度試験による強度評価は、対象となる非常用発電装置（可搬型）又はその発電装置と同一型式の発電装置の試験結果にて実績を確認する。</p>	<p>設備構成の差異 （※1と同様。）</p>
	<p>3.1 JEM-1354 又は JEM-1398に規定される温度試験による評価 (1) 使用条件に対する強度の確認 JEM-1354 又は JEM-1398に基づいた温度試験により、対象となる非常用発電装置（可搬型）の定格負荷状態における最高温度が、メーカー許容値の範囲内であることを確認し、当該非常用発電装置（可搬型）が十分な強度を有することを確認する。</p>	<p>設備構成の差異 （※1と同様。）</p>
	<p>4. 強度評価結果</p>	
	<p>4.1 JEM-1354 又は JEM-1398に規定される温度試験による評価結果 非常用発電装置（可搬型）は、内燃機関等を含めた一体構造品としてJEM-1354 又は JEM-1398に規定される温度試験により評価を実施しているため、強度評価結果を重大事故等クラス3機器である非常用発電装置（可搬型）の冷却水ポンプが記載されているV-3-3-7-1-1-2-1「電源車用機関付冷却水ポンプの強度計算書」及びV-3-3-7-1-1-3-1「5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用機関付冷却水ポンプの強度計算書」及びV-3-3-7-1-1-4-1「可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備用機関付冷却水ポンプの強度計算書」並びに燃料タンクが記載されているV-3-3-7-1-1-2-2「電源車用車載燃料タンクの強度計算書」及びV-3-3-7-1-1-3-2「5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備用燃料タンクの強度計算書」及びV-3-3-7-1-1-4-2「可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備用燃料タンクの強度計算書」に示す。 強度評価結果より、表1の非常用発電装置（可搬型）の内燃機関は、重大事故等時における非常用発電装置（可搬型）の所要負荷に対する給電で要求される強度を有している。</p>	<p>設備構成の差異 （※1と同様。） 設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機と東海第二発電所との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。